

監査法人のガバナンス・コード の適用状況 2025(2024年7月～2025年6月)

協和監査法人



【監査法人が果たすべき役割】

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

(当法人の適用状況)

当法人の信条は、公認会計士として、質の高い監査を実施し、公正なディスクロージャーを実現するとともに、価値の高い情報を提供し、企業と社会の発展に貢献することです。

当法人は、メンバーひとりひとりの成長が組織の財産であると考え、高い自己実現を目指す個人を尊重し、活力と自立性に富んだ環境を創造します。そして、限りない理論の追求と実務の研修に常に励みます。また、監査の品質を組織として持続的に向上させ、メンバーの職業的懐疑心が常に適切に発揮できる風通しの良い風土を醸成します。

指針

- 1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

(当法人の適用状況)

当法人では、会計監査の品質の持続的な向上のために、最高経営責任者がその経営理念を全職員に向けて定期的に伝達しています。この理念をもとに、社員及び構成員（非常勤を含む。）がそれぞれの役割を主体的に果たしています。

- 1 - 2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

(当法人の適用状況)

当法人では、定期的に最高経営責任者からのアナウンスが社員及び構成員（非常勤を含む。）になされ、当法人が果たすべき社会的役割等について最高経営責任者の考え方が発信されています。

- 1 - 3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

(当法人の適用状況)

当法人では、監査業務に対する士気の低下を防止するため、業務執行社員及び主査と監査チームのメンバーとの対話を密に実施しています。また、個別の監査業務においても全体会議を通じて、常に職業的懐疑心や職業的専門家としての監査への取組みを保持し発揮できるようにしています。

- 1 - 4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

(当法人の適用状況)

当法人は、監査業務に携わる監査チームのメンバーはその経験値に応じた業務を実施しており、業務執行社員及び主査への報告を通じて、問題点の議論が自由に行える環境が整備され、常に積極的な議論が行われています。

- 1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。

また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。

（当法人の適用状況）

当法人は、監査業務をはじめとした保証業務を主たる目的にしていますが、監査業務周辺の合意された手続業務（AUP）は必要に応じて実施しています。また、公益法人等の非営利法人に対するコンサルティング業務についても実施しています。

また、当法人の構成員（非常勤者を含む。）が兼業・副業を希望する場合には、監査業務に支障がでないことを前提に、個別事情等を勘案し、利益相反や独立性に抵触しないことの説明を最高経営責任者に行い、社員会で承認を受けています。

- 1-6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。

（当法人の適用状況）

当法人のグループ法人（メンバーファーム）に、税理士法人協和会計事務所があります。「協和」という同一名称で協力的な運営がなされ、

お互いに相乗効果をもたらしており、協和グループとしての財務基盤が築かれています。ただし、両法人間の独立性、守秘義務、利益相反については、細心の注意を払い業務を運営しています。

また、当法人は監査法人・会計事務所等ネットワークのグローバルランキングで世界第6位の Geneve Group International に加盟しています。アライアンス契約であるため、共通の監査ツールの使用等の強い縛りはありませんが、当法人クライアントの海外進出等に重要な役割を果たしています。

【組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

（当法人の適用状況）

当法人の意思決定機関は、社員全員から構成される社員会であり、社員全員の合議制による意思決定によりガバナンス運営の適正化を図っています。

指針

2-1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。

（当法人の適用状況）

当法人は、社員数6名、常勤公認会計士4名、非常勤公認会計士11名、顧問1名の小規模な監査法人であるため、社員会以外の経営機関を特に設置していません。無限責任を負う各社員が、各人の担当業務に関する役割を果たすことによって経営の一端を担っています。例えば品質管理については、あえて部門を設置せず、監査業務に直接かわらず、主として品質管理業務を実施する品質管理責任者（社員）を社員会で選任しています。全社員が、業務執行社員との意思疎通を図ることにより、個別の監査業務の執行を監視するという組織的な運営を実践しています。

2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
- ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
- ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
- ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備

（当法人の適用状況）

当法人では、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、業務運営に必要な決定事項のほとんどが、毎月開催される社員会で行われ、無限責任を負う社員全員の相互牽制により承認・決定されます。

- ・ 重要な事象に対する監査判断を誤ることがないような審査体制を構築しており、項目によって判断できる専門家への問合せを義務付けています。
- ・ クライアントとはその業界の経営環境等のヒアリングを行い、共通の認識の下にリスクを特定して、監査上のリスクを明確にする監査手法を採用しています。
- ・ 当法人の重要な財産は、当法人に帰属する人材です。そのため、人材の士気を高めるような監査品質に対する評価に重点を置いた人事評価制度を整備・運用しています。

- ・ 監査においては、IT の活用が不可欠であるという認識の下、IT 専門家が令和 6 年 10 月から新たに入所しています。また、監査調書は令和 7 年 4 月以後開始事業年度の上場会社から順次電子調書に切り替わっています。

2 - 3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。

(当法人の適用状況)

当法人は、品質管理責任者が経営機能を十分に果たすことができるように、品質管理担当の社員は監査業務を実施していません。

原則 3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

(当法人の適用状況)

当監査法人における経営機能の実効性を確保するための助言・提言を得ることを目的として、当監査法人との利害関係のない有識者 1 名を独立第三者委員として選任し、組織的運営の実効性評価等を実施するため社員会に毎月参加しています。

指針

3 - 1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

(当法人の適用状況)

当法人では外部有識者 1 名を独立第三者委員として任命し、経営機能

の実効性を監督・評価する役割を担っています

- 3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。

(当法人の適用状況)

当法人は、独立性を有する第三者を選定し、適時かつ適切に必要な情報を入手できるよう毎月の社員会に参加し、当法人の課題等の検討に助言を受けています。当該外部有識者は、社員会に対して独立的な立場を保持しています。

- 3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

(当法人の適用状況)

当法人では外部有識者1名を独立第三者委員として任命しています。その役割は、主として経営機能の実効性向上に資する助言・提言と組織的な運営の実効性に関する評価への関与です。

- 3 - 4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

(当法人の適用状況)

当法人は、独立性を有する第三者は毎月社員会に出席し、適時かつ適切に必要な情報を入手しています

【業務運営】

原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

(当法人の適用状況)

当法人では、当法人の規模に見合った組織的な運営を実効的に行うために、社員間での意思疎通だけでなく、各監査業務を執行している業務執行社員及び主査との意思疎通を積極的に行うようにしています。また、当法人の重要な財産である人材には、積極的に投資するという経営方針です。

指針

- 4 - 1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

(当法人の適用状況)

当法人では、重要な監査上の問題点等については、適時に業務執行社員及び主査から報告を受け、社員会及び審査委員会で検討した結果を監査チームメンバーに伝達することにより、共通認識として浸透させています。

- 4 - 2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

(当法人の適用状況)

当法人では、個別の監査チーム構成では偏りがないようなチーム編成を行っており、人事評価は業務を共に実施した業務執行社員及び主査によって考課が行われています。人事考課に当たっては、監査品質を常に意識し、職業的懐疑心をもって、適切な組織的監査を実施した者が評価されます。

- 4 - 3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。
- ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること
 - ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること
 - ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること
 - ・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること

(当法人の適用状況)

当法人は、経験値の高い人材から低い人材までをバランスよく監査チームの編成することを心がけており、OJTを通じた監査に必要な懐疑心の発揮ができるような人材育成を行っています。また、AUP業務や公益法人のコンサルティング業務などの通常の監査業務とは異なった業務を経験できるよう考慮して人材を配置しています。さらに、テレワークの

活用、Web 会議を通じて効率的に業務を実施することが出来る環境を整えています。また、外部の研修に積極的に参加するよう指導しています。

- 4 - 4. 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

(当法人の適用状況)

当法人は、すべての被監査会社の代表取締役、経理担当役員等の経営陣幹部及び監査等委員・監査役等との間で、監査上のリスク等に関するコミュニケーションをとり、適切な監査リスクを特定して、十分な意見交換をしています。

- 4 - 5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。

(当法人の適用状況)

当法人では、ホームページ上で外部の第三者との意見交換が行えるように「ホットライン」を用意し、外部情報の入手を積極的に行っています。

【透明性の確保】

原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

(当法人の適用状況)

当法人は、ガバナンスコードの適用状況についてはホームページで開示しています。また、当法人の取組みに対する評価を活用するため、ホームページに、「ホットライン」を用意しています。

指針

- 5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。

(当法人の適用状況)

当法人のホームページにおいて、当該取組状況等につき積極的に開示しています。

- 5-2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。
- ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
 - ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
 - ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報
 - ・ 監査法人における品質管理システムの状況
 - ・ 経営機関等の構成や役割
 - ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方
 - ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応
 - ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた

対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）

- ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材教育方針
- ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況
- ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況
- ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

（当法人の適用状況）

当法人の規模及び特性等を踏まえた運営方針としては、以下のようなものがあります。

- ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けて、最高経営責任者が品質管理の重要性を社内外に向けて公表しています。社外においては公認会計士協会ホームページ上の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」に動画をアップするとともに当法人のホームページにも動画をアップしています。社内においては定期的に最高経営責任者より発信される全構成員に対するメッセージを通じて品質管理の重要性を周知徹底しています。

【動画】 監査品質向上に向けた取組

(https://www.youtube.com/watch?v=xiGFh_-NNul)

- ・ 社内の全メンバーが共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針が示されています。
- ・ 当法人は、KPI としての AQI は現在は示していませんが今後検討します。
- ・ 当法人の品質管理システムは、社会的影響に鑑みて監査業務の品質を重視しており、品質管理に関する方針及び手続に関して、最高経営責任者が最終的な責任を負っています。また、品質管理のシステ

ムに関する整備及び運用に関する責任は、品質管理責任者が負っています。

- 当法人の唯一の経営機関は社員会です。主要な決定事項は社員会の権限であり、全社員の合議制によって運営しています。
- 監督・評価機関として、独立性を有する第三者を選任しています。
- 当法人では、その業務の大半が法定監査業務によって占められており、非監査業務としては、一部の AUP 業務及び公益法人等の非営利法人に対するコンサルティング業務です。ただし、被監査業務を実施する場合には、利益相反や独立性の確認が社員会でなされています。
- 監査手続の一環として、CAAT アプリケーションを利用し、大量データの分析（仕訳データ分析）を行っています。また、コンピュータウイルスや不正アクセス等の脅威から社内ネットワークを効率的かつ包括的に保護する対策を実施しています。また、全ての監査従事者（非常勤を含む。）にセキュアな設定を施した PC を貸与して電子調書を採用しています。
- 当法人の業務収入のうち、最も報酬額の大きいクライアントが占める割合は 15% 未満であり、報酬依存度に問題はありません。
- 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応としては、グループ監査に関するツールを整備し、単純に監査指示書のみ依存するのではなく、実際に海外子会社の監査人とディスカッションや監査調書のレビュー若しくはヒアリングの必要がある場合には実施しています。
- 当法人は監査品質の向上に向けて、外部の第三者の意見を踏まえ、実効性のあるものとして取り組んでいます。

5-3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。

- グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況

- ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）
- ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価
- ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要

（当法人の適用状況）

当法人は Geneve Group International に加盟しており、税理士法人協和会計事務所とグループ経営を行っています。

以下において Geneve Group International と税理士法人協和会計事務所に関する状況を説明します。

- ・ Geneve Group International の概略及び税理士法人協和会計事務所の概要は当法人のホームページ (<https://audit.cpakyowa.or.jp/>) に記載しています。
- ・ Geneve Group International への加盟の主たる目的は、被監査会社の海外進出等への対応のためです。税理士法人協和会計事務所とは、当法人の設立当初から「協和」の名称を使用し協力的な関係を築いていますが、独立性等については細心の注意を払い業務を運営しています。
- ・ Geneve Group International に加盟しているということだけでは、十分に監査環境の変化が認識されない可能性もあるため、日本公認会計士協会の情報発信には常に十分注意を払い、そのリスクを軽減していますが、十分な措置であると考えています。
- ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすような Geneve Group International との契約はありません。

5 - 4. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交

換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

(当法人の適用状況)

当法人では、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社の監査等委員と積極的に意見交換しています。また、資本市場の参加者等との意見交換を実施するため、ホームページを見直し、「ホットライン」を設置しています。

また、公認会計士協会ホームページ上の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」に最高経営責任者の動画をアップしています。

- 5 - 5. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

(当法人の適用状況)

当法人は、本原則の取組み状況の実効性を毎年度末に社員会で評価し、次年度以降の取組みの実効性に生かしていくことにします。

- 5 - 6. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

(当法人の適用状況)

資本市場の参加者等との意見交換を実施して有益な情報を収集するため、ホームページに「ホットライン」を用意し、外部の第三者との意見交換が行える環境を整えています。